

定額減税補足給付金（調整給付）のご案内

「定額減税補足給付金（調整給付）」について

令和6年分の推計所得税（令和5年分所得税）及び令和6年度分の個人市民税・県民税において定額減税しきれないかたに対して、「定額減税補足給付金（調整給付）」が支給されます。

※令和6年6月3日時点での課税内容で算出します。

給付金の対象者について

以下のいずれにもあてはまるかたが対象となります。

- 定額減税可能額が、「令和6年分の推計所得税額」または「令和6年度分の個人市民税・県民税所得割」を上回るかた
- 合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者

給付金の算出方法について

所得税で減税しきれない額

定額減税可能額
3万円×（本人＋扶養親族数）

－

令和6年分
推計所得税額

=

①

住民税で減税しきれない額

定額減税可能額
1万円×（本人＋扶養親族数）

－

令和6年度分
個人住民税
所得割額

=

②

①＋②＝調整給付額（1万円単位で切り上げて算出）

給付金額に不足が生じた場合について

修正申告等による個人市民税・県民税の税額変更や令和6年分の所得税額の確定などにより、給付額の不足が判明した場合は、令和7年度に追加で支給予定です。

公金受取口座について

今後の給付金受け取りに備えて、公金受取口座の登録が便利です。

詳細はデジタル庁HPをご参照ください→



※登録は給付金の支給要件ではありません。

『振り込め詐欺』や『個人情報の詐取』 にご注意ください

自宅や職場などに都道府県・市町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、下記コールセンターや最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

詳しくはこちら

詳細は福島市のホームページをご確認ください。

福島市 調整給付

検索



お問い合わせ先

福島市調整給付金コールセンター

電話

0120-961-747

受付
時間

9:00～18:00

(土・日・祝を除く)

期間

令和6年7月16日(火)～10月31日(木)